

(様式①)

事業計画書目次

[環境創造局]

8款3項1目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和5年度		令和4年度		増△減(5-4)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	環境保全管理費	17,363	17,041	16,894	16,581	469	460	
2	事業者温暖化対策促進事業	16,453	16,410	16,137	16,111	316	299	
3	大気水質常時監視	199,380	195,812	198,635	195,067	745	745	
4	環境測定事業	61,235	61,235	57,281	57,281	3,954	3,954	
5	次世代自動車普及促進事業	24,285	20,302	29,322	25,762	△ 5,037	△ 5,460	
6	エネルギーマネジメント事業	710,632	10,632	24,046	16,546	686,586	△ 5,914	○
7	使用済食用油のバイオディーゼル燃料活用事業	0	0	4,078	1,335	△ 4,078	△ 1,335	
8	都市生活型環境対策事業	6,364	6,364	6,285	6,285	79	79	
9	大気規制指導事業	15,264	15,251	11,133	11,133	4,131	4,118	
10	大気・音環境管理費	15,747	15,688	12,574	12,547	3,173	3,141	
11	水質規制指導事業	20,961	20,961	18,760	18,760	2,201	2,201	
12	土壌対策規制指導事業	17,364	16,891	16,685	16,443	679	448	
13	水・土壌環境管理費	6,967	6,655	7,120	6,808	△ 153	△ 153	
	計	1,112,015	403,242	418,950	400,659	693,065	2,583	

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	環境管理課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	枝番号	1
事業名称	環境保全管理費			政策番号	31	政策指標
					施策番号	7
						施策指標
						1

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	17,363			322		17,041
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	16,894			313		16,581
増△減	469	0	0	9	0	460

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	予	算	決	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算
事業費	11,079			11,380			20,249			17,363			17,363			17,363		
市債+一般財源	11,066			11,055			19,922			17,041			17,041			17,041		
事業費	58,601			10,753			20,052											
市債+一般財源	58,593			10,440			19,739											

事業概要	<p>典型七公害に係る環境法令や横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所等に対する規制指導、環境保全協定の締結、市民意識の啓発等を行うことにより、環境負荷を軽減し、本市の環境の改善につなげます。また、PM2.5や自動車排出ガスなどの課題に対して、九都県市首脳会議に参画し、継続的、広域的に取組を進めることで、対応策に反映していきます。横浜市環境保全協議会（事務局：横浜商工会議所）の会員企業と定期的な情報交換やセミナー等を実施するなど、事業者と連携しながら、横浜の環境改善を進めます。</p> <p>＜主な内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく指定事業所の申請・届出審査及び許可 ・化学物質による環境汚染防止を目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に基づく届出事務及び市民・事業者の自主的取組、リスクコミュニケーション推進 ・事業者指導の適切な運用を図るため、対象事業所からの届出や許可申請のほか、公害相談、公害防止管理者等に関する情報について、環境情報管理システムにより一元管理
------	--

事業開始年度	昭和46年度
--------	--------

根拠法令・方針決裁等	<p>①大気汚染防止法 ②水質汚濁防止法 ③振動規制法 ④騒音規制法 ⑤悪臭防止法 ⑥土壌汚染対策法 ⑦特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法 ⑨横浜市生活環境の保全等に関する条例 ⑩特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ⑪公害紛争処理法 ⑫環境管理計画 ⑬生活環境保全推進ガイドライン</p>
------------	---

①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>市域の快適な環境での市民生活や環境と調和した事業活動のための持続可能な社会の構築を目指すため、きれいな大気・豊かな水環境、安全・安心な生活環境の保全・創造に向けた取組を進め、「かけがえない環境を未来へ」つなげていくことを目的として事業を推進しています。</p> <p>市民が安全で安心して暮らせる生活環境を保全するために、典型七公害に係る環境法令や横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく事業者指導及び事業者の自主的取組の支援などの施策を実施する必要があります。</p> <p>「環境情報管理システム」を整備することで、これらの法令・条例の対象となっている事業所の申請や届出に関する情報及び公害苦情に関する情報を一元管理及び環境保全各課とのオンライン共有により業務の効率化が図られています。</p> <p>なお、上記①②③④⑤⑥⑧⑩⑪の法令は自治事務、⑦の法令は第一号法定受託事務となっています。</p>
--------------------------------	--

根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市生活環境の保全等に関する条例では、公害を生じさせるおそれがある作業を行う事業所（指定事業所）に対して、施設の設置等の際に申請や届出を義務付けています。 指定事業所：4701事業所（令和4年3月末時点） 申請・届出件数：約850件/年（令和2年度実績836件、令和3年度実績763件） 第一号法定受託事務であるPRTR法に基づく届出書の提出を受け付けています。 届出事業所：約360件/年（令和2年度実績370件、令和3年度実績353件） 環境保全・化学物質に関するセミナーを開催したり、イベントへ出展するなど普及啓発を実施しています。 開催回数：4回/年（令和2年度実績4回、令和3年度実績5回）
---------	--

事業指標		年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
指定事業所関連届出等受付件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-	-
	件	実績	836	763					
	単位	目標							
		実績							
	単位	目標							
		実績							

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所届出受付等 通年随時 ・PRTR法届出事務 4～6月受付、7～8月国へ送付、9～12月過年度新規届出等の受付・国への送付
----------	---

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	管理費	8,036	7,572	464	修繕料積算見直しによる増等
②	環境情報管理システム運用	9,327	9,322	5	委託料積算見直しによる増	
細事業合計		17,363	16,894	469		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	森山 晴美	係長	鈴木 允彦	係	尾高 歩実
--------------------	----	-------	----	-------	---	-------

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	環境創造 局	環境管理 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8-3-1 1
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他	新規拡充			
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	枝番号	2
事業名称	事業者温暖化対策促進事業			政策番号	18	政策指標
					1	施策番号
						1
						施策指標
						1

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源
令和5年度	16,453			43		16,410
補助事業 単独事業						0
令和4年度	16,137			26		16,111
増△減	316	0	0	17	0	299

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	32,923	23,156	22,550	16,453	16,453	16,453
算 市債+一般財源	32,923	23,129	22,523	16,410	16,410	16,410
決 事業費	34,796	21,008	19,527			
算 市債+一般財源	34,796	20,983	19,502			

事業概要	条例に基づき、地球温暖化対策計画書制度及び低炭素電気普及促進計画書制度を適正に運用して、事業者の温室効果ガスの削減につなげます。							
事業開始年度	平成15年度							
根拠法令・方針決裁等	地球温暖化対策の推進に関する法律、横浜市生活環境の保全等に関する条例（市条例）							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	横浜市中期計画の2030年に温室効果ガス削減目標50%を達成し、2050年に脱炭素社会実現するために、条例を適正に運用し、事業者の温室効果ガスの削減につなげます。							
根拠・データ等	地球温暖化対策計画書制度届出事業者の令和3年度届出温室効果ガス排出量（調整後排出量）の合計は、前年度比で87%となっています。							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
届出	単位	目標	-	-	-	-	-	-
		実績	518	509				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策計画書、報告書提出期限（7月末） 地球温暖化対策計画書及び報告書の評価、公表、立入調査（～年度末） 低炭素電気普及促進計画書兼報告書提出期限（8月末） 低炭素電気普及促進計画書兼報告書の確認、集計、公表（～年度末） 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	事業者温暖化対策促進事業	16,453	16,137	316	積算見直しによる増
	細事業合計	16,453	16,137	316		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	森山 晴美	工藤 優子	岩田 章

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	環境創造 局	環境管理 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8-3-1 2
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	枝番号	3
事業名称	大気水質常時監視			政策番号	31	政策指標
					施策番号	7
					施策指標	1

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	199,380			3,568		195,812
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	198,635			3,568		195,067
増△減	745	0	0	0	0	745

歳出		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算	事業費	221,765	212,845	211,964	199,380	199,380	199,380
	市債+一般財源	177,610	209,277	208,396	195,812	195,812	195,812
決算	事業費	222,267	209,599	207,890			
	市債+一般財源	178,498	206,031	201,063			

事業概要	<p>昭和39年に自動測定機による二酸化硫黄及び浮遊粉じんの常時測定を開始し、昭和43年には大気環境測定局のテレメータ化及びオンラインデータ処理装置を設置した。その後、昭和44年に大気汚染防止法等により、環境の常時監視が義務付けられた。大気汚染（環境27局（一般環境測定局19局・自動車排出ガス測定局8局）、発生源28工場、補助局1局）と水質汚濁（発生源29工場）、空間放射線量（放射線モニタリングポスト1局）の状況について、常時測定を行っている。測定結果はリアルタイムで監視センター（市庁舎内）で監視し、測定機器等の常時正常稼働を維持する。</p> <p>①大気環境の常時監視 市内に大気一般環境測定局、自動車排ガス測定局を設置し、大気中の各種汚染物質（PM2.5等）の自動濃度測定を行う。また、光化学スモッグ注意報等の県大気汚染緊急時措置等が発令された際には、市民や本市関連部署・施設に速やかに周知する。</p> <p>②大気水質発生源事業場の常時監視 大気・水質事業場の排ガス・排水を常時監視する。</p> <p>③大気環境中の放射線常時監視 市内1カ所に放射線モニタリングポストを設置し、大気環境中の放射線量を測定する。</p>							
	事業開始年度	昭和43年度						
根拠法令・方針決裁等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>市内の大気水質環境を正確に把握することは、市民の健康・安全に資するものである。市内各地点の大気汚染物質濃度を測定し環境基準適合状況を把握すると同時に、県から大気汚染緊急時措置等が発令された際には市民や本市関連部署・施設に速やかに周知することで、健康被害の未然防止を図る。また、測定結果は本市のHPで公開しており、県や国にも提供され環境対策の基礎資料となっている。さらに大規模排出事業者の排出状況も把握し、規制指導の基礎データとして活用する。また、市民の安心・安全のため、空間放射線量の連続測定を行い、本市のHPで公開している。</p>							
根拠・データ等	<p>①大気環境の常時監視：大気汚染防止法に基づく法定受託事務 ②大気水質発生源事業場の常時監視：事業場との協定や規制指導の一環として実施 ③大気環境中の放射線常時監視：本市の放射線対策の一環として実施</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
大気測定局数 (一般環境局 ・自動車排ガス局)	単位	目標	20・8	20・8	20・8	19・8	19・8	19・8
	局数	実績	20・8	20・8				
測定局数 (大気発生源工場 ・水質発生源工場 ・補助局)	単位	目標	30・29・1	28・29・1	28・29・1	28・29・1	28・29・1	28・29・1
	局数	実績	30・29・1	28・29・1				
放射線 モニタリング ポスト	単位	目標	1	1	1	1	1	1
	局数	実績	1	1				
事業スケジュール	<p>昭和43年度：事業開始 ：大気環境測定局のテレメータ化及びオンラインデータ処理装置を設置 昭和44年度：大気環境の常時監視が義務化（大気汚染防止法等） 平成29年度：大気水質常時監視テレメータシステム現行リリース開始 令和6年度：大気水質常時監視テレメータシステムリリース更新予定 ※測定局舎及び測定機器について、保守管理を実施し、適宜更新・移転・撤去していく必要がある。</p>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	大気水質常時監視テレメータシステム管理	109,680	113,330	▲ 3,650
②	測定局舎・測定機器等管理	89,700	85,305	4,395	事業内容に伴う増等
	細事業合計	199,380	198,635	745	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	森山 晴美	浅野 卓哉	毛受 広人

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	環境創造 局	環境管理 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8-3-1 3
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8-3-1 3
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	枝番号	4	前年度事業名称 環境測定事業
事業名称	環境測定事業			政策番号	31	政策指標	施策番号 7 施策指標 1

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源
令和5年度	61,235					61,235
補助事業 単独事業						0
令和4年度	57,281					57,281
増△減	3,954	0	0	0	0	3,954

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	43,832	41,362	44,267	61,235	61,235	61,235
算 市債+一般財源	43,832	41,362	44,267	61,235	61,235	61,235
決 事業費	49,300	41,557	40,869			
算 市債+一般財源	49,300	41,557	40,869			

事業概要	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法及び振動規制法等の法律並びに横浜市水と緑の基本計画等に基づき、環境測定を実施する。							
事業開始年度	昭和43年度							
根拠法令・方針決裁等	大気汚染防止法・水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法・騒音規制法・振動規制法							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>【事業目的】 市内各地点で下の各測定調査を実施し、各環境基準値や指針値等への適合状況を確認する。</p> <p>①水質調査 水質汚濁防止法第16条に基づき神奈川県知事が定める計画に従い、公共用水域（河川・海域）と地下水の水質調査を行う。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境（公共用水域・地下水）のダイオキシン類濃度を測定する。</p> <p>②大気調査 大気汚染防止法第22条に基づく大気汚染物質の濃度測定を行う。PM2.5成分分析や大気測定局での自動測定以外の項目測定を実施する。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境（大気）のダイオキシン類濃度を測定する。</p> <p>③騒音振動調査 騒音規制法及び振動規制法に基づき、道路交通騒音及び新幹線鉄道騒音振動測定を行う。</p> <p>【効果】 市内各地点の環境基準適合状況を確認し、環境施策や規制指導に反映すると同時に、市HPで公開し市民に周知している。</p>							
根拠・データ等	<p>【根拠】</p> <p>①水質調査：水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく法定受託事務 ②大気調査：大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく法定受託事務 ③騒音振動調査：騒音規制法に基づく法定受託事務、新幹線鉄道振動に係る指針（昭和51年環大特第32号）に基づく調査</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
大気測定地点 数	単位	目標	18	18	18	18	18	18
	地点	実績	18	18				
水質測定地点 数	単位	目標	78	78	73	73	72	72
	地点	実績	79	70				
騒音振動測定 地点数	単位	目標	35	20	20	20	20	20
	地点	実績	15	20				
事業スケジュール	<p>・本事業は、市内の大気水質騒音等の環境状況を把握し、環境基準に対する評価や事業者指導等における基礎データとして使用するために不可欠なものであり、今後も継続して実施していく。</p> <p>・各環境法令に基づく法定受託事務の事業については、法令改正（新規物質の追加等）に応じて事業内容を精査しながら、継続して実施していく。</p> <p>・上記以外の事業に関しては、基準値適合状況等をふまえ、関係者と協議のうえで事業内容の見直しを進める。</p>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	水質調査	29,680	27,710	1,970
②	大気調査	21,345	21,345	0	
③	騒音振動調査	10,210	8,226	1,984	ソフトウェア購入による増
	細事業合計	61,235	57,281	3,954	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	森山 晴美	浅野 卓哉	中川さおり

令和 5年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	環境エネルギー課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8-3-1
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	4
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	枝番号	5
事業名称	次世代自動車普及促進事業（脱炭素化プラス含む）			政策番号	18	政策指標
					1	施策番号
					4	施策指標
					1	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	財産収入	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	24,285			1,746	2,237		20,302
補助事業							0
単独事業							0
令和4年度	29,322			1,251	2,309		25,762
増△減	△ 5,037	0	0	495	△ 72	0	△ 5,460

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計
予算	109,986	89,436	199,422	86,387	78,082	164,469	38,810	30,636	69,446	24,285	24,285	48,570	24,285	24,285	48,570	24,285	24,285	48,570
決算	48,239	32,028	80,267	68,172	58,843	127,015	36,567	27,349	63,916	20,302	20,302	40,604	20,302	20,302	40,604	20,302	20,302	40,604

事業概要	<p>自動車の走行に伴って排出される温室効果ガスや大気汚染物質を削減するため、電気自動車等充電設備やV2H機器の設置に対する補助を実施します。また、公用車への次世代自動車（※）の率先導入や、公共施設に設置した急速充電設備の維持管理を行うほか、燃費改善効果が期待されるエコドライブの普及啓発等を実施します。</p> <p>※次世代自動車・・・電気自動車（以下「EV」という。）、プラグインハイブリッド車（以下「PHV」という。）、燃料電池自動車（以下「FCV」という。）</p>								
事業開始年度	平成21年度								
根拠法令・方針決裁等	横浜市生活環境の保全等に関する条例、エネルギー基本計画、横浜市地球温暖化対策実行計画、横浜市交通安全計画								
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>①脱炭素化に向けた取組として、運輸部門から排出されるCO2削減を進めるために次世代自動車の普及促進を行う必要があります。全国平均と比較して割合が大きい集合住宅へのEV充電設備やレジリエンス強化にもつながるV2H機器の設置、及び普及初期段階であるFCVや水素ステーションの普及を進めるため、認知度向上に向けた普及啓発や、機器や設備の導入及び整備に対する補助を実施することが有効です。</p> <p>②運輸部門から排出されるCO2削減を進めるために、次世代自動車の普及促進、エコドライブの促進を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FCV、EV等次世代自動車の普及促進 ・集合住宅向けのEV等充電設備やV2H機器設置に対する補助、イベント等での普及啓発のほか、公共施設に設置した急速充電設備の維持管理を行います。 ・燃料電池自動車（FCV）・燃料電池バス（FCバス）導入や、水素ステーションの整備に対する補助を行います。（温暖化対策統括本部予算） ・公用車への次世代自動車の率先導入 ・公用車へのFCV等の次世代自動車の導入を積極的に進めます。 ・エコドライブの促進等 ・市民及び事業者への普及促進を図ります。 								
根拠・データ等	横浜市温室効果ガス排出状況（温暖化対策統括本部）、自動車保有車両数統計（自動車検査登録情報協会）、補助金交付実績								
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
次世代自動車普及台数 ※令和4年度から特殊車両を含む	単位	目標	9,000	10,000	10,600	11,200	12,000	—	—
	台	実績	7,726	8,909					
	単位	目標							
		実績							
	単位	目標							
		実績							
事業スケジュール	<p>①FCV、EV等次世代自動車の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅向けEV等充電設備、V2H設備の設置補助（～2月） ・急速充電設備の維持管理（通年） ・イベント出展等による次世代自動車の普及啓発の実施（通年） <p>②公用車への次世代自動車の率先導入</p> <p>③エコドライブの促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九都県市大気保全専門部会と連携したエコドライブの普及啓発、職員向けeラーニング（5月） 								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	FCV・EV・PHVおよび充電設備設置の普及促進等		24,285	29,322	▲ 5,037
	細事業合計		24,285	29,322	▲ 5,037	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	山本 恵幸	係長	一色 裕介	係	筒井 達郎
--------------------	----	-------	----	-------	---	-------

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	環境エネルギー課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	枝番号	6	前年度事業名称 <small>エネルギーマネジメント事業</small>
事業名称	エネルギーマネジメント事業			政策番号	18	政策指標	1 施策番号 6 施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	710,632	700,000				10,632
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	24,046	7,500				16,546
増△減	686,586	692,500	0	0	0	△ 5,914

歳出		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算	事業費	56,513	15,927	11,812	519,312	239,312	69,312
	市債+一般財源	56,347	15,927	11,812	9,312	9,312	9,312
決算	事業費	54,604	14,181	10,529			
	市債+一般財源	54,495	14,116	10,529			

事業概要	横浜市地球温暖化対策実行計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向けて、全庁的なエネルギーマネジメントや、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した公共施設等への太陽光発電設備・省エネルギー設備等の導入を推進します。
事業開始年度	平成14年度

根拠法令・方針決裁等	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（改正省エネ法）、地球温暖化対策の推進に関する法律、フロン排出抑制法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、エネルギー基本計画、横浜市地球温暖化対策実行計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）
------------	--

①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>①横浜市地球温暖化対策実行計画で掲げる、2050年の脱炭素社会の実現及び2030年度の新たな温室効果ガス50%削減目標の達成に向けて、あらゆる分野での変革が必要とされています。2021年6月に制定された「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、各区局における様々な施策の中で、脱炭素化につながる具体的な取組を実践するとともに、市民・企業等の多様な主体が脱炭素化につながるよう、あらゆる機会を捉えて行動変容を促すことが必要とされています。</p> <p>②温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市域における温室効果ガス排出量の約5%を排出する市内最大級の排出事業者である市役所の削減対策や、既存の新エネ・省エネ設備の適切な維持管理などの効果的な取組を進める必要があります。</p> <p>エネルギーカルテシステムを活用した全庁的なエネルギーマネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギーカルテシステムを運用し、各区局のエネルギーマネジメントにおけるPDCAサイクルを支援する 各種法定報告書等を作成し、横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)の進捗を管理する 「横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)」に基づき、目標の達成に向けた取組を推進する 公共施設でのエネルギー消費量削減に向け、省エネ診断実施等による運用改善を推進する 公共施設における太陽光発電設備等の導入計画を策定し、計画に基づき導入を推進する グリーン購入の推進やグリーン電力調達制度の運用 <p>市域で排出される温室効果ガス削減に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入検討報告制度の運用 既存の新エネ・省エネ設備の維持管理 <p>再生可能エネルギー等の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等への太陽光発電設備・省エネルギー設備等の導入推進
--------------------------------	--

根拠・データ等	温室効果ガス排出・吸収量等の算定と報告～温室効果ガスインベントリ等～（環境省）、横浜市温室効果ガス排出状況（温暖化対策統括本部）、補助金交付実績
---------	--

事業指標		年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
エネルギーカルテシステム登録施設数	単位	目標	-	-	-	-	-	-	-
	施設	実績	2,627	2,725					
	単位	目標							
	件	実績							
	単位	目標							
		実績							

事業スケジュール	<p>①エネルギーカルテシステムを活用した全庁的なエネルギーマネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種報告：省エネ法関係 7月、市条例関係 7月、温対法関係 7月、フロン排出抑制法関係 7月、実行計画実績公表 2月 エネルギーカルテシステム運用、横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)の進捗管理及び改正、管理標準運用の調整：随時 公共施設における運用改善手法等の展開、省エネルギー診断の実施：随時 横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)の推進：随時 公共施設における太陽光発電設備等の導入計画の策定、及び計画の推進：～3月 グリーン購入の推進・グリーン電力調達制度の運用：随時 <p>②市域で排出される温室効果ガス削減に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入検討報告制度：随時 既存の新エネ・省エネ設備の維持管理：随時 <p>③再生可能エネルギーの導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等への太陽光発電設備等導入推進：～3月
----------	---

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	エネルギーマネジメントの推進等	710,632	24,046	686,586	太陽光発電設備等導入補助の実施に伴う増
	細事業合計	710,632	24,046	686,586		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	山本 恵幸	係長	堀越 美穂子	係	安藤 正将

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	大気・音環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他	新規拡充		
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	枝番号 8
事業名称	都市生活型環境対策事業			政策番号	31 政策指標
				実施番号	7 実施指標
					1

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源
令和5年度	6,364					6,364
補助事業 単独事業						0
令和4年度	6,285					6,285
増△減	79	0	0	0	0	79

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	8,498	6,783	7,095	6,364	6,364	6,364
算 市債+一般財源	8,498	6,783	7,095	6,364	6,364	6,364
決 事業費	6,568	4,534	4,290			
算 市債+一般財源	6,568	4,534	4,289			

事業概要	騒音、振動、大気汚染、悪臭その他の公害苦情への対応を行い、市民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与します。							
事業開始年度	平成15年度							
根拠法令・方針決裁等	公害紛争処理法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	市民から寄せられる騒音、振動、大気汚染、悪臭その他の公害苦情（水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係るものを除く）について、固定発生源（事業所、建設工事等）及び移動発生源（道路、鉄道、航空機等）に対する現地調査を行うとともに、事業者に対して公害防止に係る行政指導等を行うことにより、公害苦情を迅速かつ適切に解決し、市民の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止する必要があります。 本事業は、各取組を通して市民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する市民意識調査(令和3年11月：回答者数1,472人) 環境や環境の取組に関心がある市民は86.9%で、そのうち48.3%は大気汚染対策、25.1%は騒音・振動対策に関心を持っています。 環境に関する企業意識調査（令和3年度：回答企業数602社） 事業活動を継続する上で重要と考える環境課題のうち「環境汚染（大気・水質・土壌・化学物質）の対策」は、「廃棄物の削減・循環経済の確立」「気候変動・地球温暖化対策」に次いで第3位となっています。「環境汚染（大気・水質・土壌・化学物質）の対策」が重要と考える企業は51.7%のぼります。 							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
受付苦情の件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	1,704	1,362				
3日以内に対応した受付苦情の割合	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100				
	単位	目標						
	実績							
事業スケジュール	通年事業							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	都市生活型環境対策業務	410	450	▲ 40
②	騒音・振動苦情対応業務	4,599	4,480	119	計測機器の検定必要台数増による増
③	大気汚染・悪臭苦情対応業務	1,355	1,355	0	
	細事業合計	6,364	6,285	79	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	騒音相談担当
	赤間 知行	関 浩二	田中 航太郎

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	大気・音環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	枝番号	9
事業名称	大気規制指導事業			政策番号	31	政策指標
					施策番号	7
						施策指標
						1

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	15,264			13		15,251
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	11,133					11,133
増△減	4,131	0	0	13	0	4,118

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	事業費	市債+一般財源	事業費	市債+一般財源	事業費	市債+一般財源	事業費	市債+一般財源	事業費	市債+一般財源	事業費	市債+一般財源	事業費	市債+一般財源	事業費	市債+一般財源	事業費	市債+一般財源
予算	9,891	9,884	8,243	8,237	10,844	10,842	15,264	15,251	15,264	15,264	15,264	15,264	15,264	15,264	15,264	15,264	15,264	15,264
決算	9,979	9,979	6,762	6,762	10,040	10,040	15,251	15,251	15,251	15,251	15,251	15,251	15,251	15,251	15,251	15,251	15,251	15,251
	9,976	9,976	6,762	6,762	10,040	10,040												

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の大気環境が環境基本法で規定される大気環境基準を達成することを目標とし、固定発生源（工場・事業場等）及び移動発生源（運行車両等）を対象に、法令に基づく規制指導や自主的取組を促す啓発等を行います。 							
事業開始年度	昭和46年度							
根拠法令・方針決裁等	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例等							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の大気環境については、事業者の環境保全の取組により、硫酸化物などの大気汚染物質濃度は減少していますが、光化学オキシダントは全国的にも環境基準を達成しておらず、固定発生源や移動発生源のさらなる環境保全の取組が必要です。 ・頭痛や目がチカチカするなどの人への健康影響がある光化学スモッグについては、毎年夏場に光化学スモッグ注意報を発令しています。市民の健康を守るためにも原因物質である光化学オキシダントの低減に向けた取組が必要です。 ・石綿は耐火・断熱目的で建材などに使用されてきましたが、中皮腫や肺がんを引き起こすことから、現在は使用禁止となっています。しかし、使用禁止前に建てられた建築物等には石綿を含む建材が多く使用されており、これらを解体等する際に、石綿が周辺環境に飛散する恐れがあることから、解体等工事における石綿の飛散防止対策を徹底していく必要があります。 ・全国的に建築物等の解体工事件数は増加傾向であり、令和10年頃にピークを迎えると国で推計されています。市内には石綿を使用している可能性のある建築物が14万棟存在しており、解体等工事を行う際の飛散防止対策を徹底していくために、事業者への周知や工事の立入検査を強化していく必要があります。 ・本事業は、各取組を通して市民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。 							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の大気環境基準の達成状況 二酸化硫黄(SO2)、一酸化炭素(CO)、二酸化窒素(NO2)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)は全測定局で環境基準を達成。光化学オキシダント(Ox)は全測定局で環境基準を未達成。 ・光化学スモッグ注意報の発令回数 令和2年度：1回、令和元年度：3回、平成30年度：4回、平成29年度：5回、平成28年度：2回 ・解体等工事件数の推計（国交省） アスベストが使用されている建築物の全国の解体工事件数は、平成30年度に6万件程度、令和10年頃に10万件程度と見積もられている（現状の1.7倍程度の解体工事件数）。 							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
窒素酸化物等の立入測定 の検体数	単位	目標	39	43	39	38	38	38
	検体	実績	23	42				
ダイオキシンの立入測定 の検体数	単位	目標	4	6	5	5	5	5
	検体	実績	4	5				
石綿の立入検査 数	単位	目標	170	200	250	350	350	350
	件	実績	80	152				
事業スケジュール	令和4年度：石綿事前調査結果報告制度の開始（年19,000件の受付） 令和5年度：石綿事前調査の有資格者制度の開始（石綿飛散防止対策の強化）							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	大気汚染物質対策業務	10,655	9,367	1,288	大気汚染防止法等の改正に伴う届出件数の増による増
②	ダイオキシン類対策業務	1,082	1,281	▲199	実績による単価の見直しによる減	
③	石綿飛散防止対策業務	591	485	106	保護具等の更新による増	
④	石綿飛散防止対策管理業務	2,936	0	2,936	会計年度任用職員新規雇用による増	
	細事業合計	15,264	11,133	4,131		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	大気担当
	赤間 知行	中井 喬彦	筒井 康智

令和 5年度 事業計画書

事業局課	環境創造 局	大気・音環境 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	枝番号	10
事業名称	大気・音環境管理費			政策番号	31	政策指標
					施策番号	7
					施策指標	1
					前年度事業名称	大気・音環境管理費

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	15,747			59		15,688
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	12,574			27		12,547
増△減	3,173	0	0	32	0	3,141

歳出		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算	事業費	14,384	13,764	13,084	15,747	15,747	15,747
	市債+一般財源	14,357	13,737	13,057	15,688	15,688	15,688
決算	事業費	13,739	13,447	13,162			
	市債+一般財源	13,713	13,403	13,136			

事業概要	環境法令等に基づく大気汚染・騒音・振動・悪臭に関する事業場への規制指導等にかかる事務経費							
事業開始年度	昭和43年度(大気汚染)他							
根拠法令・方針決裁等	環境基本法、大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、横浜市環境管理計画							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	生活環境の保全に対する市民の関心は高く、騒音や悪臭等に関する相談が多く寄せられています。そのため、それらの相談を迅速かつ適切に処理する必要があります。 本事業は、規制指導を専門とする会計年度任用職員を雇用し、現地調査・事業者指導等により相談を処理することや所管業務の効率化を図ることで市民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する市民意識調査(令和3年11月：回答者数1,472人) 環境や環境の取組に関心がある市民は86.9%で、そのうち48.3%は大気汚染対策、25.1%は騒音・振動対策に関心を持っています。 環境に関する企業意識調査(令和3年度：回答企業数602社) 事業活動を継続する上で重要と考える環境課題のうち「環境汚染(大気・水質・土壌・化学物質)の対策」は、「廃棄物の削減・循環経済の確立」「気候変動・地球温暖化対策」に次いで第3位となっています。「環境汚染(大気・水質・土壌・化学物質)の対策」が重要と考える企業は51.7%にのぼります。 							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
法律に基づく届出	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	件	実績	4,516	3,820				
条例に基づく届出	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	件	実績	1,115	351				
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	通年実施							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	大気・音環境管理費		15,747	12,574	3,173
	細事業合計		15,747	12,574	3,173	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	騒音担当	係
	赤間 知行	吉田 美緒	森田 光夕紀	

令和 5年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	水・土壌環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		1	目	枝番号	11	前年度事業名称
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項				水質規制指導事業
事業名称	水質規制指導事業			政策番号	31	政策指標	施策番号 7 施策指標 1

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	20,961					20,961
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	18,760					18,760
増△減	2,201	0	0	0	0	2,201

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計
予算	19,110	19,110	38,220	14,908	14,908	29,816	19,934	19,934	39,868	20,961	20,961	41,922	20,961	20,961	41,922	20,961	20,961	41,922
決算	18,738	18,738	37,476	14,714	14,714	29,428	18,963	18,963	37,926	20,961	20,961	41,922	20,961	20,961	41,922	20,961	20,961	41,922

事業概要	水質汚濁防止法や横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、河川や海域（公共用水域）へ排水を排出する事業場や水質事故現場に立入調査等を行い、排水等を分析し、事業者等に水質汚濁の防止等を指導します。また、他自治体と連携し東京湾の水質改善を図ります。
------	---

事業開始年度	昭和47年
--------	-------

根拠法令・方針決裁等	環境基本法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、横浜市環境管理計画等
------------	---

①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>・水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例では、事業場から排出される排水について有害物質や汚濁物質等の基準が規定されています。事業場に立入調査を実施し、排水を分析することにより基準の遵守状況を確認します。基準に違反している場合やそのおそれがある場合には、分析結果に基づき、排水処理施設の構造や運転管理方法の改善を指導し、公共用水域の水質汚濁の防止を図ります。また、公共用水域の水質事故に対しては、河川水等を分析することにより、原因者を特定し再発防止を指導します。</p> <p>・東京湾の水質はいまだに夏季には赤潮、貧酸素水塊や青潮が発生していることから、流域自治体等と連携し環境調査や市民啓発を行うことにより、効果的な東京湾の水質改善を図ります。</p>
--------------------------------	--

根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法届出事業場数 <実績推移> 2年度2,685事業場、3年度2,665事業場、4年度2,700事業場（見込）、5年度2,700事業場（見込） ・ダイオキシン類対策特別措置法届出事業場数 <実績推移> 2年度14事業場、3年度14事業場、4年度14事業場（見込）、5年度14事業場（見込） ・水質汚濁防止法等に基づく立入件数 <実績推移> 2年度525件、3年度505件、4年度600件（見込）、5年度600件（見込） ・水質事故発生件数 <実績推移> 2年度74件、3年度57件、4年度80件（見込）、5年度80件（見込）
---------	---

事業指標		年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
立入件数	単位	目標	—	—	—	—	—	—	—
	件	実績	525	505					
東京湾底質調査地点	単位	目標	—	—					
	地点	実績	4	4					
	単位	目標							
	実績								

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場立入調査及び水質事故対応（通年） ・九都県市水質改善専門部会及び東京湾岸自治体環境保全会議（通年） ・東京湾環境一斉調査（8月） ・九都県市共同東京湾底質調査（7月～9月）
----------	---

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	① 事業場立入調査事業	20,321	18,122	2,199	分析項目単価上昇による増
	② 広域連携事業	640	638	2	実績に基づく見直しによる増
細事業合計		20,961	18,760	2,201	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	水質担当
	成田 政彦	倉田 賢志	澤井 菜穂子

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	水・土壌環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他	新規拡充		
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	枝番号 12
事業名称	土壌対策規制指導事業			政策番号	31 政策指標
				実施番号	7 施策指標 1

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	使用料及び手数料	市債	一般財源
令和5年度	17,364			3	470		16,891
補助事業 単独事業							0
令和4年度	16,685			2	240		16,443
増△減	679	0	0	1	230	0	448

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	14,728	13,018	15,552	17,364	17,364	17,364
算 市債+一般財源	14,028	12,548	15,310	16,891	16,891	16,891
決 事業費	14,476	10,518	15,288			
算 市債+一般財源	14,016	10,287	15,056			

事業概要	土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例（市条例）に基づき、届出・申請等の審査や立入検査等を行い、事業者等に土壌汚染・地下水汚染対策の指導を行います。 また、市条例に基づく地下水採取の許可等の業務及び地盤沈下監視ガイドライン（環境省）に基づく精密水準測量調査を行います。							
事業開始年度	昭和34年度							
根拠法令・方針決裁等	環境基本法、土壌汚染対策法、工業用水法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、地盤沈下監視ガイドライン（環境省）							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	土壌汚染対策や地盤沈下対策が適正に行われることを目的として土壌汚染対策法及び市条例が制定されており、これらに基づき適切に指導等を行う必要があります。 ・土壌汚染に係る申請等の審査・立入検査等を行い、適正に手続きを行うよう事業者を指導します。アドバイザー派遣及び法令説明会により、中小事業者が適正な土壌汚染対策を行えるよう支援します。土壌管理データベースシステムの管理を行い、効率的な業務執行につなげます。地下水汚染に係る規制指導業務や汚染井戸追跡調査を行い、地下水汚染に対して適切な指導を行います。 ・土壌汚染対策法に基づく処理業の許可審査業務や事業所への立入検査等を行い、汚染土壌の適正処理を指導します。 ・市条例に基づく地下水採取の許可等の業務及び地盤沈下監視ガイドライン（環境省）に基づく精密水準測量調査を行い、地盤沈下の防止を図ります。							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法に基づく届出・申請審査件数 ＜実績推移＞2年度369件、3年度469件、4年度470件（見込）、5年度470件（見込） 市条例（土壌関係）に基づく届出・申請審査件数 ＜実績推移＞2年度286件、3年度323件、4年度330件（見込）、5年度330件（見込） 汚染土壌処理業者数 ＜実績推移＞2年度5者、3年度5者、4年度6者（見込）、5年度6者（見込） 精密水準測量点数 ＜実績推移＞2年度68点、3年度91点、4年度91点（見込）、5年度91点（見込） 							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
法令に基づく 申請等数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	655	792				
汚染土壌処理 業者数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	者	実績	5	5				
水準測量点数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	点	実績	68	91				
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づく申請等の審査（通年） 地下水採取を行う事業者への立入（通年） 土壌汚染対策法及び市条例に基づく立入検査（8～12月） 地下水汚染追跡調査（10～11月） 汚染土壌処理業者への立入検査（10～12月） 精密水準測量の実施（10～1月） 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	土壌汚染・地下水汚染対策業務	2,912	2,733	179
②	汚染土壌処理業に関する業務	52	52	0	
③	地盤沈下対策業務	14,400	13,900	500	労務単価等上昇見込による増
	細事業合計	17,364	16,685	679	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 成田 政彦	係長 田村 瞬	土壌対策担当 峯尾 拓也
--------------------	-------------	------------	-----------------

令和 5年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	水・土壌環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input type="checkbox"/> その他						
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	枝番号	13	前年度事業名称
事業名称	水・土壌環境管理費				政策番号	31	政策指標
					実施番号	7	実施指標
							1

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和5年度	6,967		286	26			6,655
補助事業 単独事業							0
令和4年度	7,120		286	26			6,808
増△減	△ 153	0	0	0	0	0	△ 153

歳出		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算	事業費	7,024	6,952	7,235	6,967	6,967	6,967
	市債+一般財源	6,762	6,690	6,974	6,655	6,655	6,655
決算	事業費	7,245	8,373	6,810			
	市債+一般財源	7,008	8,137	6,523			

事業概要	課内業務に必要な事務費を執行します。 ・水質汚濁、地盤沈下、土壌・地下水汚染の規制指導、生活環境保全のための一般事務経費 ・事業場等への立入調査、河川等環境調査、土壌ダイオキシソ類調査、水質事故対応等のための旅費、消耗品費等の一般的経費 ・県委託業務（東京湾水質総量規制のための調査業務）に関する会計年度任用職員人件費等							
事業開始年度	昭和34年度							
根拠法令・方針決裁等	環境基本法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、工業用水法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、横浜市環境管理計画等							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	本事業により課内業務の効率化を図ります。							
根拠・データ等	・法律、市条例に基づく届出書受付件数(水質汚濁、土壌・地下水対策、地盤沈下対策) <実績推移> 2年度1,668件、3年度1,752件、4年度1,700件(見込)、5年度1,700件(見込) ・河川等環境調査実施地点 <実績推移> 2年度19地点、3年度22地点、4年度19地点(見込)、5年度19地点(見込) ・土壌ダイオキシソ類調査実施地点 <実績推移> 2年度10地点、3年度10地点、4年度10地点(見込)、5年度10地点(見込) ・水質事故発生件数 <実績推移> 2年度74件、3年度57件、4年度80件(見込)、5年度80件(見込)							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	・法律、市条例に基づく届出事務(通年) ・事業場等への立入調査及び水質事故対応(通年) ・河川等の環境調査(7月、1月) ・土壌ダイオキシソ類調査(8月) ・県委託業務(東京湾水質総量規制のための調査業務)(7月~10月)							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	① 事業場指導関連業務	6,680	6,833	▲ 153	立入件数見直しによる減
	② 会計年度任用職員賃金等	287	287	0	
	細事業合計	6,967	7,120	▲ 153	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	水質担当
	成田 政彦	倉田 賢志	木内 双葉